

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要・立地

志賀町は、石川県のほぼ中央部に位置し、日本海に面している。北は輪島市、北東は穴水町、東は七尾市、南東は中能登町、南は羽咋市に接している。また、西側の海岸線は南北に約50kmに及んでいる。町は平成17年に合併し、志賀町商工会の地区は旧志賀町地区に該当し、町の南側に位置している。行政や商業集積地は高浜町周辺にあり、志賀町商工会も高浜地区に在る。旧富来地区との境に工業団地として能登中核工業団地、南の羽咋市との境には大島海水浴場を抱えている。

2) 災害ごとのリスク

(洪水：ハザードマップ) 別図1参照

当町のハザードマップによると、中心市街地北部を流れる米町川が大雨等により堤防が決壊した場合、河川沿いの地域において最大想定10～20m、市街地及び田圃地域においては最大3～5mの浸水が予想されている。ハザードマップは、米町川が大雨により増水、堤防の決壊があった場合の浸水予想による浸水範囲と浸水深を示している。

大雨の規模は、米町川水系米町川を対象に国・県が想定し得る最大規模の降雨概ね1000年に一度程度の大雨を想定して表示している。各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、冠水、浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は83事業所で会員全体の13.5%に当たる。

当町では古くは1958年(昭和33年)7月に米町川と支流の於古川で大きな洪水が発生している。この洪水では床上浸水300戸、床下浸水700戸の被害となっている。それ以降、1961年、1985年にも米町川増水による被害が出ており、記憶に新しいところによると、2018年の能登半島の大雨による被害では損壊2、床上浸水14、床下浸水148、道路、農地の冠水があり、米町川流域では1354人が避難をすることとなった。

(土砂災害：ハザードマップ) 別図2参照

当町のハザードマップによると、山間部を中心に地区内、広い範囲において、がけ崩れ、地滑り土石流等の土砂災害が発生する恐れがある。地区内平野部以外のほとんどの企業に影響があると見られており、全体の60%近くになると考えられる。

(地震：J-SHIS) 別図3参照

地震ハザードステーションの邑知潟地溝帯の情報によると、震度6弱以上の地震の発生は今後30年間で当町の中心地(高浜、堀松)及び海岸線などの地域において2%以上の確率で起こるといわれている。

2007年(平成19年)に起きた能登沖地震において当町は震度6弱を記録したが、石川県地震被害想定調査報告書(1998年)の中で今後「邑知潟の地震」の発生が想定されており、発生した場合には、志賀町においてマグニチュード7.0、震度6弱の揺れが予想され、家屋の全壊441棟、焼失2棟、避難者2434人の被害が予想されている。

(津波：ハザードマップ) 別図4参照

志賀町のハザードマップによると、商工会の事務所があり、会員事業所の約40%を占める高浜地区、堀松地区では、最大津波高4.6m、第一波到達時間33分、想定震源地に近い、赤住地区(会員事業数70、12%)では、最大津波高8.5m、第1波到達時間22分となっている米町流域では最大3mの津波と浸水予測はされているが、市街地への浸水は想定されていない。

しかし、河川側の標高が低い場所は要注意となっている。(商工会館が含まれる)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40周年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他：原発災害マップ) 別図5参照

原子力災害対策特別措置法(1999年(平成11年)法律第156号)に基づき、北陸電力志賀原子力発電所又は事業所外運搬における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることにより生ずる災害に関して必要な体制の確立、防災措置が定められている。この災害は原子力施設の事故等に起因するという特殊性を理解する必要があり、起きた場合の特殊性を勉強して、行動することを考えておく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 666人(商工会データ)
- ・小規模事業者数 614人(商工会データ)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	197	187	町内に広く分散している
	製造業	90	68	町内及び工業団地に主に立地している
	卸・小売・飲食店	184	174	商業地区他、町内に広く分散している
	サービス業	154	147	町内に広く分散している
	その他事業	41	38	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

・地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水等の一般災害及び地震災害、津波災害、事故災害のそれぞれの災害発生から、地域及び町民の生命、身体並びに財産を保護することを目的としている。

・防災訓練の実施

町及び防災関係機関と共に災害予防に万全を期するため、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。なお、実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

・防災、感染症等対策備蓄品の整備

災害等応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて供給体制と共に整備する。

・防災情報冊子の配布

災害の被害を減らすためには、日頃からの自助・共助の意識と災害から命を守るための学習が重要である。災害から身を守るための行動と備えについて、志賀町地域防災計画に沿った内容で町民にわかりやすく伝えるために作成し、普及啓発のための情報の発信を目的として実施している。

(土砂災害ハザードマップ:令和2年3月発行、津波災害ハザードマップ:平成24年3月発行)

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に策定している。
- 2) 志賀町商工会の取組
 - ・ 事業所BCPに関する国の施策の周知
2018年(平成30年)5月に中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また2019年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓発と同計画への取組みを推進しているところである。
 - ・ 事業所BCP策定セミナーの開催
石川県商工会連合会と共催でセミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。
 - ・ 商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入促進
事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受会社:東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について規程やその都度、連合会から送付される書類による漠然とした記載に留まっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていないわけではない。

感染症対策においても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

町民レベルでの意識の向上は進みつつあるものの、当町の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。また、職員間においても支援計画の考え方や内容について、浸透するための訓練・教育が行われていない。

III 目標

- ・ 地区内事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、志賀町商工会と志賀町との間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるようまた、地域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用)には、速やかに拡大防止措置が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 管内事業所の「事業継続力強化計画」の認定取得に向けて支援を実施する。
- ・ 事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入促進を強化する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

志賀町商工会と志賀町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

志賀町	志賀町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1. 事前の対策)

1) 事業者に対する災害等のリスクの周知（志賀町商工会、志賀町）

- ・経営指導での巡回時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済や保険への加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援対策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（志賀町商工会）

当会は令和3年度に業務継続計画（BCP）を作成（別添）

3) 関係団体等との連携（志賀町商工会、志賀町）

- ・全国商工会連合会と提携している東京海上日動保険及びあいおいニッセイ保険に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症対策に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ (志賀町商工会)

以下の内容において、経営指導巡回時及び窓口指導に、聞き取りやアンケート調査等で情報を把握する。得た情報に合わせ、計画作成支援などを行う。

- ・巡回指導時の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・志賀町地区内の事業継続力強化計画策定数の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施 (志賀町商工会、志賀町)

自然災害の発生を仮定し、志賀町との連絡ルートの確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

(2. 発災後の対策)

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認・応急対策の方針決定 (志賀町商工会、志賀町)

- ・発災後1時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。

連絡方法の優先順位：①電話

②メール (ショートメール、Eメール等)

③SNS (LINE、メッセージ)

- ・発災後は志賀町商工会では、事務局長、志賀町では、環境安全課 (環境安全課長) が統轄となり、安否結果を志賀町商工会と志賀町で共有する。
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について情報共有を行う。
- ・大まかな被害状況の確認後、5日以内に情報共有をする。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、志賀町における感染症対策本部設置に基づき志賀町商工会による感染症対策を行う。
- ・職員全員が被災する場合等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	地区内*10%程度の事業所で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生 被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が分断されており、確認ができない
被害がある	地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生
ほぼ被害がない	目立った被害はない

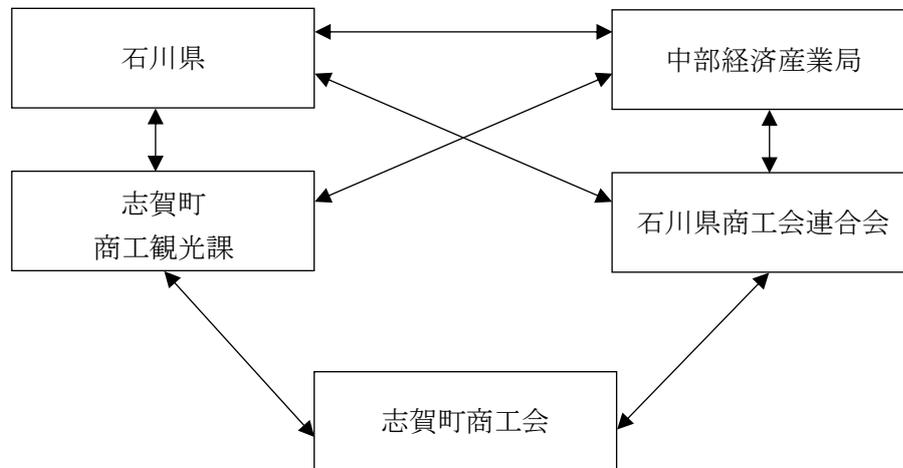
※志賀町を商工会の担当する志賀地区、富来地区に分ける。

なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

(3. 発災時における指示命令系統・連絡体制) (志賀町商工会、志賀町)

- ・自然災害発生時に、地区内全域の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・志賀町商工会、志賀町では被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被災額 (合計、建物、設備、商品等) を確認、情報整理を行う。被災額の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・志賀町商工会と志賀町が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、志賀町商工会と志賀町が共有した情報を石川県の指定する方法にて志賀町商工会又は志賀町より石川県へ報告する。

(災害情報等報告取扱要領の報告方法)



(4. 応急対応時の地区内事業者に対する支援) (志賀町商工会、志賀町)

- ・ 窓口相談の開設方法について、志賀町と協議決定する。(志賀町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、町の施策)について、地区内事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5. 地区内事業者に対する復興支援) (志賀町商工会、志賀町)

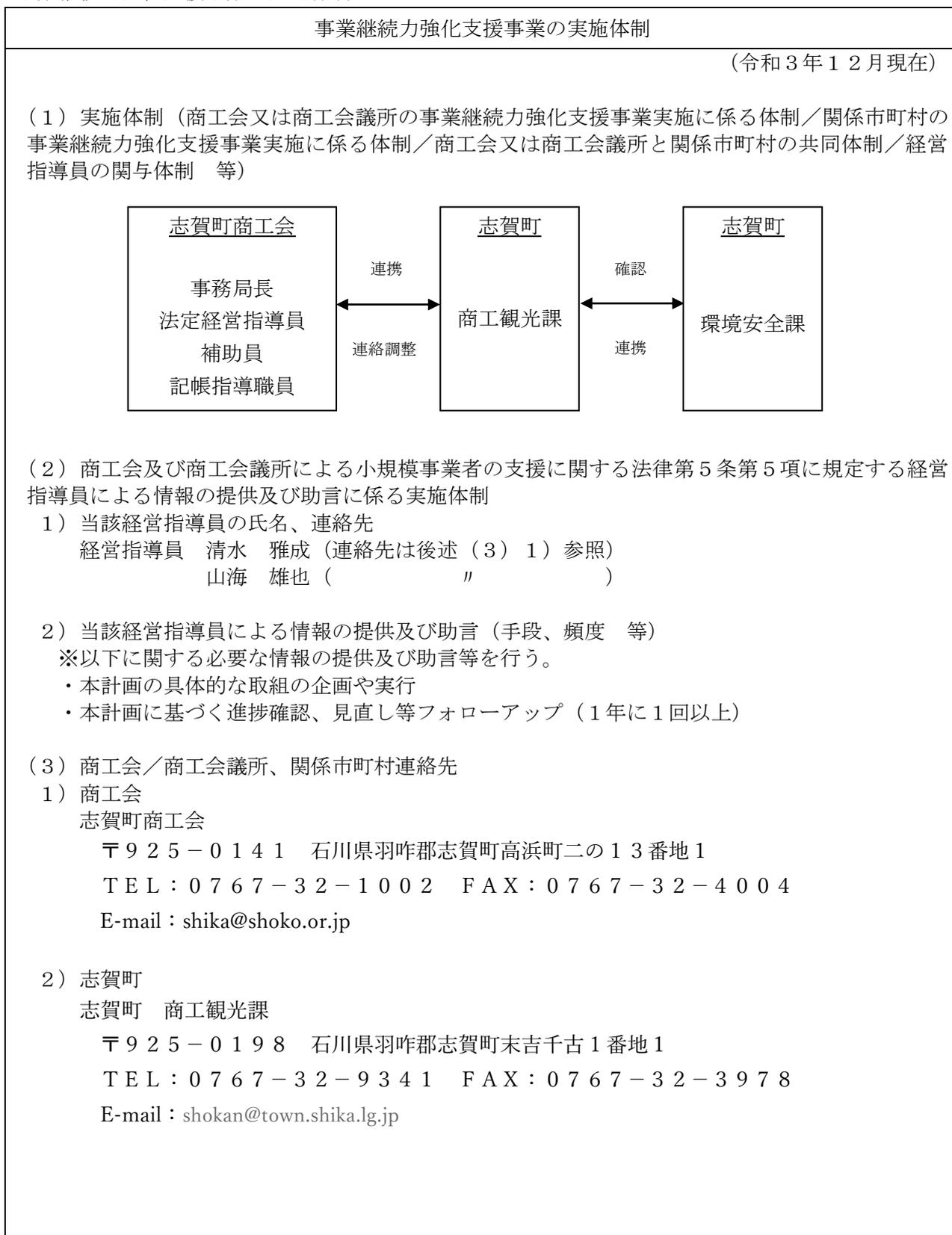
- ・ 石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、志賀町商工会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県に相談する。

※その他

- ・ 本計画は、志賀町商工会のHPや各会合等に公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

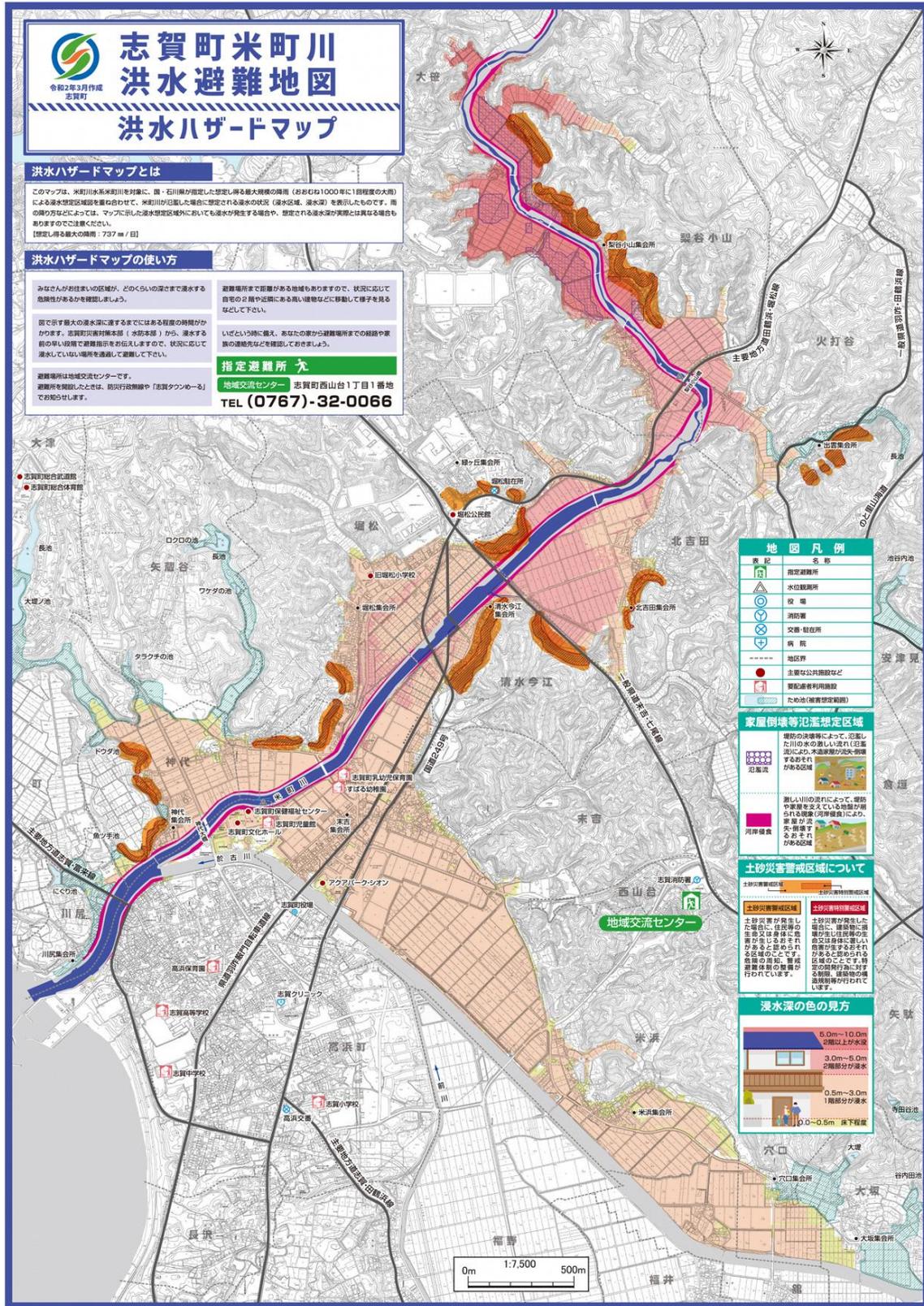
	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

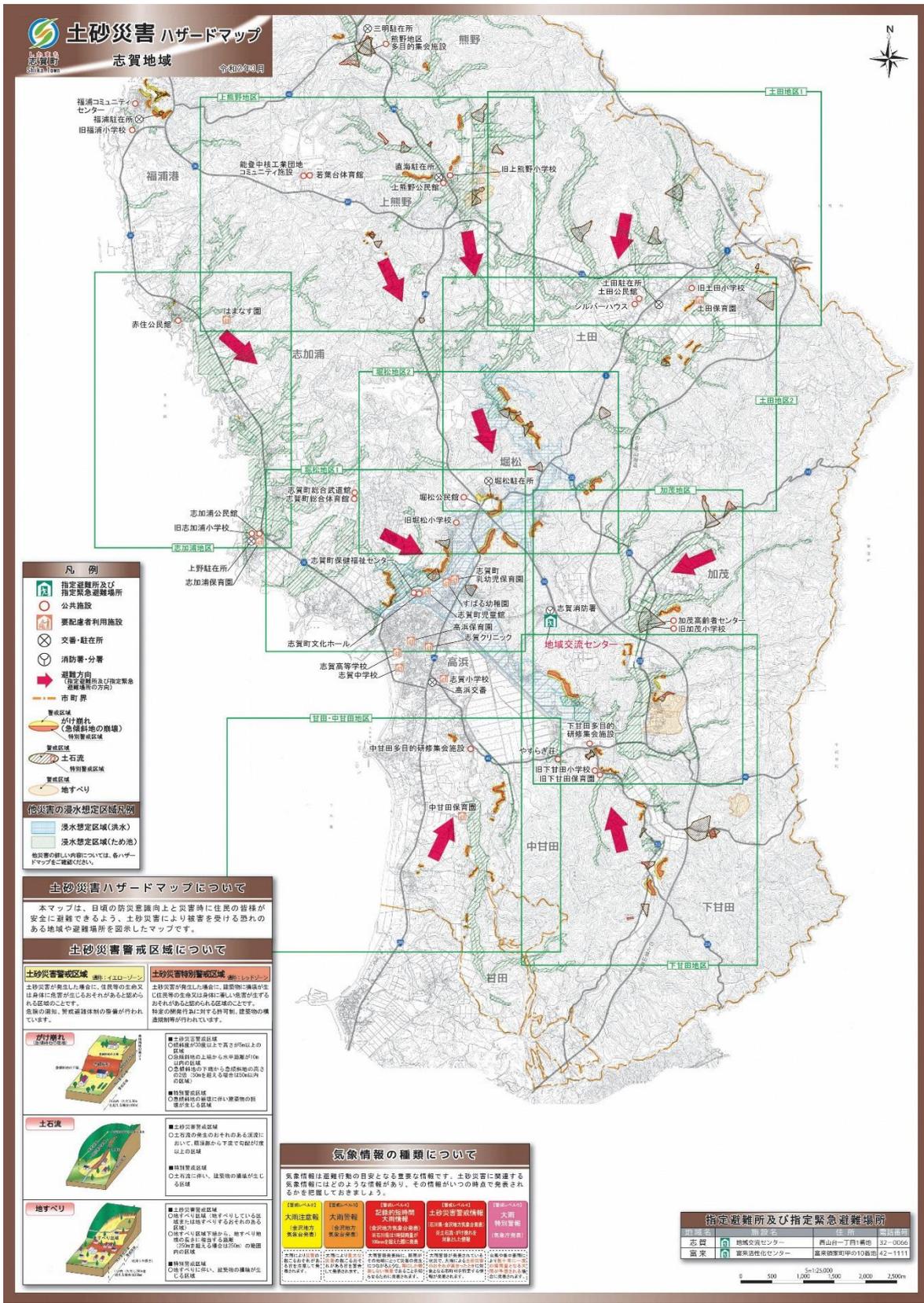
調達方法
会費収入、志賀町補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

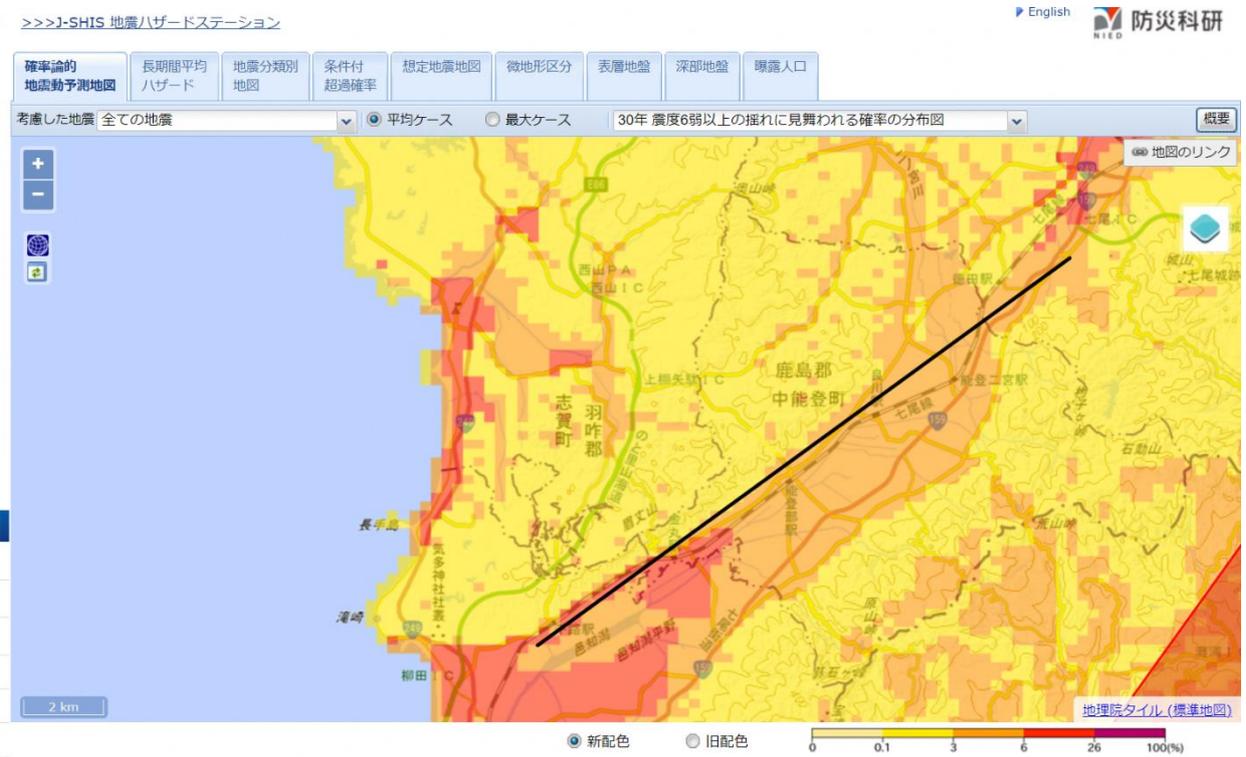
別図1：洪水ハザードマップ



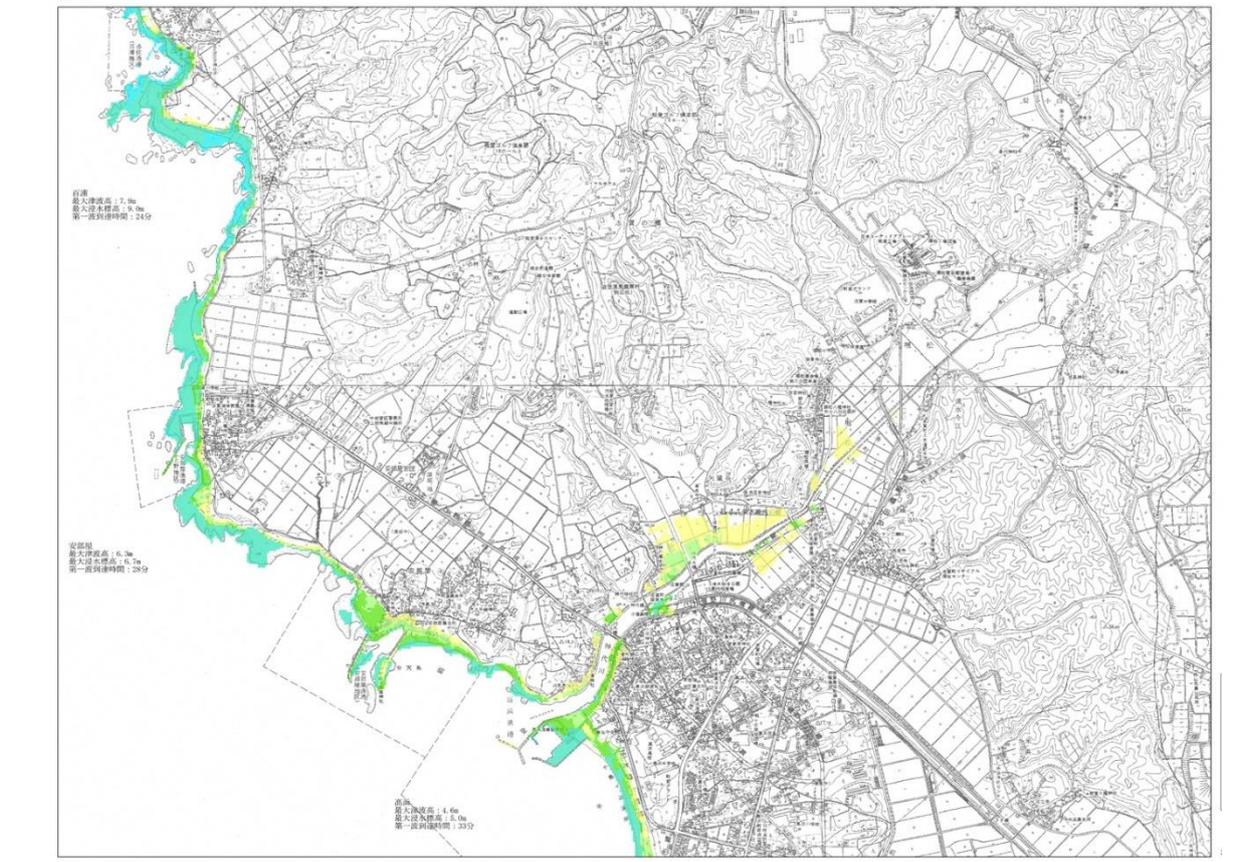
別図2：土砂災害ハザードマップ



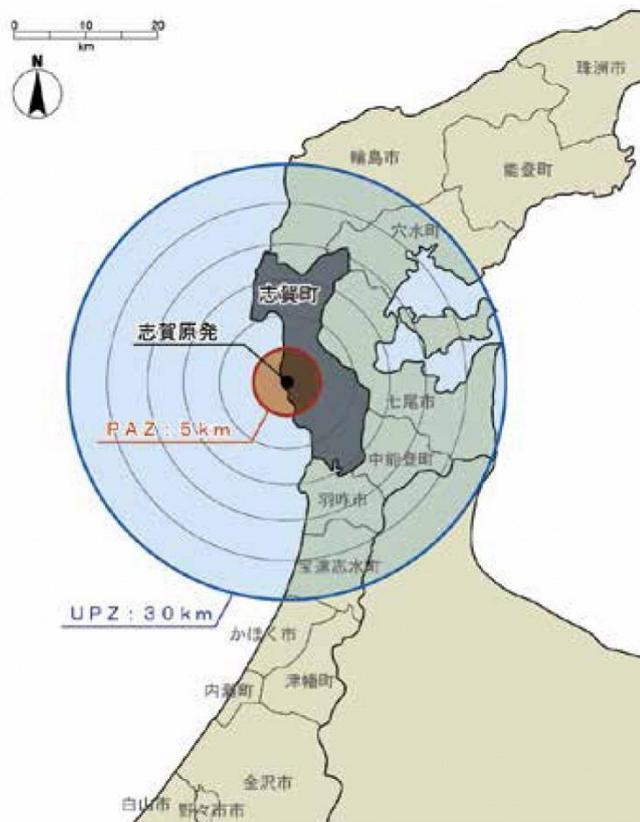
別図3：地震ハザードステーション



別図4：津波ハザードマップ



別図5：原発災害マップ



【町内のPAZ・UPZに含まれる地区】

<p>PAZ 発電所から 半径概ね 5km以内</p>	<p>福浦港、荒屋、谷神、三明、中畠、豊後名、中山、六実、富来牛下、町、志賀の郷住宅、安部屋、安部屋営団、上野、大津、小浦、百浦、赤住、はまなす園、電力社宅、ロイヤルシティ、矢蔵谷、猪ノ谷、志賀の郷、長田、釈迦堂、直海高位、直海別所、直海中村、直海大釜、松木、小室、米町、田原、大笹、牛ヶ首、五里峠、若葉台、直海住宅</p>
<p>UPZ 発電所から 半径概ね 30km以内</p>	<p>草木、日下田、町居、日用、富来地頭町、富来領家町、富来高田、富来七海、富来生神、広地、東小室、貝田、大西・江添、田中、和田、今田、尊保、楚和・灯、阿川、入釜、鶴野屋、地保、切留、八幡、八幡座主、中泉、里本江、給分、中浜、相神、草江、大鳥居、酒見、大福寺、栢木、稲敷、香能、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前浜、高浜（全17区）、川尻、堀松、緑ヶ丘、梨谷小山、北吉田、清水今江、末吉、神代、出雲、西山台、徳田北側、徳田中央、徳田刈ヶ谷内、館開、火打谷、矢田、印内、代田、新林、牧山、仏木、谷屋、栗山、矢駄、倉垣、安津見、東谷内、上棚、二所宮、館、福井、大坂、穴口、米浜、福野、長沢、大島、岩田、坪野、宿女、甘田</p>